本論文は

# 世界経済評論 2017 年 9/10 月号

(2017 年 9 月発行) 掲載の記事です





# ASEAN経済統合:実績と課題

シンガポール国際問題研究所シニア・リサーチ・フェロー チア・シオ・ユエ

Siow Yue, CHIA シンガポール国立大学教授, APEC 研究センター理事, 東南アジア研究所所長を経て 2002 年よりシンガポール国際問題研究所所属。主な論文・著書: "ASEAN Economic Integration and Physical Connectivity", 「Asian Economic Papers」(Summer 2016, vol.15, no.2), 「ASEAN Economic Cooperation and Integration」(共著, 2015) など多数。

ASEAN 経済統合は 1992 年に公式に開始され、ASEAN 経済共同体の発足は 2015 年 12 月 31 日に公式に宣言された。1990 年代の経済統合は緩やかなものであったが、20 年後には深い統合へと進展した。AEC 2015 は間違いなく高度に成功した統合の成果である。しかしながら、この成果は途上であり、AEC 2025 が ASEAN 域内のさらなる経済統合、加えて東アジアや世界との経済統合に向けて発足した。

### I 序論

東南アジア諸国連合 (ASEAN) は開発途上 世界のなかで、疑いなく最も成功した経済統合 のグループである。経済統合は、市場主導の地 域生産ネットワークと正式な自由貿易・投資協 定を通じて同時に進められてきた。 ASEAN 経 済共同体 (AEC) は、ASEAN 政治安全保障共 同体、ASEAN 社会文化共同体と並行して希求 されてきた。

統合開始当初の ASEAN 諸国の間の貿易・ 投資関係は、シンガポールの中継貿易を除くと 限定されていた。1980 年代における輸出指向 工業化への転換は、ASEAN 各国の世界で競争 する能力への関心を惹き起した。このことが、 1992 年から 1998 年にかけての ASEAN 自由貿 易地域 (AFTA)、ASEAN サービス枠組み協 定 (AFAS)、ASEAN 投資地域 (AIA) の創設 につながった。中国やインドの台頭、それに 1997 年から 98 年までのアジア金融危機とその 影響は、2007 年からの AEC を経由した経済統 合の深化と 2015 年 12 月における「完成」をも たらした。未完の作業は、2016 年から 2025 年までの 10 年間における AEC の優先事項を記載した AEC ブループリント 2025 に組み込まれた。 AEC 2025 は、伝統的な関税同盟、共通市場および超国家的メカニズムを通じたより深い統合を目指しているものではない。その代わりに、デジタル化と包括的で持続可能な発展に重きを置いたものとなっている。

## II ASEAN 経済統合:発展と実績

# 1 生産ネットワークを経由した市場主導の 統合

1980年代以降、次に述べる事象に呼応して東アジアの生産ネットワークが急速に拡大して

いる。第1に、賃金と労働生産性の水準の域内 の差が大きく、バリューチェーンの異なるセグ メントで多様な費用立地につながっている。第 2に、外部指向の開発戦略の広範な採用は、 FTAの下での貿易と投資の片務的あるいは地 域的な自由化をもたらしている。第3に、改善 されたハード・ソフト両面の貿易インフラは. 生産物流コストの削減と貿易・投資フローの促 進に寄与している。

市場主導の生産ネットワークは、多国籍企業 による海外直接投資 (FDI) を奨励する AFTA, AFAS. AIA. AECの下での貿易・投資の自由 化および円滑化によっても促進されている。生 産ネットワークは、マレーシア、シンガポール、 タイから他の ASEAN 加盟国に広がっている。 競争優位のダイナミックな変化に伴い、より進 んだ ASEAN 諸国はバリューチェーンの上流 に向かい. 一方で競争力を有さないセグメント を他の ASEAN 諸国に移している。

#### 2 フォーマルな統合要因

1990年代における正式に経済統合に着手す るとの決定は、域内外の地政学的・経済的要因 と圧力の相互作用を反映している。

- (i)地政学:地域の政治安全保障環境は、イ ンドネシア、マレーシア、フィリピン、シン ガポール、タイが ASEAN を設立するという 1967年の決定と、1984年のブルネイ、1990年 代のカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベト ナム (CLMV) の加盟をもたらした。
- (ii) 初期における類似した産業構造と多様な 発展水準: 当初は、天然資源や労働集約的製 造業において輸出可能製品が類似していたた め、ASEAN 加盟国 (シンガポールの保税倉 庫や中継港を除く)の経済的相互補完関係は

限定的であった。その後、域内生産ネット ワークの発達により、製造業における経済的 相互補完と部品・コンポーネントの ASEAN 域内貿易が進展した。

(iii)輸入代替から外部指向への発展戦略の転 換:輸入代替戦略は、世界大で競争力を有す ることには関心がなかった。1980年代後半 までに、輸入代替と脆弱なコモディティ輸出 の限界が認識されるようになり、外部指向の 発展戦略につながった。域内市場の形成は世 界大での競争力を高めるため、地域経済統合 が不可欠となった。

表 ] の地理, 人口, 経済規模, 貿易や FDI の依存度に示すように、ASEAN は非常に多様 である。

## 3 AFTA、AFAS、AIA の下でのフォーマ ルな統合、1992-2006年

1992 年 1 月に開始された AFTA による物品 貿易自由化に続いて AFAS に基づくサービス 自由化と AIA に基づく投資自由化が行われた。 しかし、ASEAN は依然として比較的緩やかな 統合を追求し、多くの国境を越える自由化と規 制措置の緩和を目指さなかった。

この間、ASEAN は関税の削減と撤廃には成 功したが、非関税障壁、サービス、投資に関して は自由化にあまり着手してこなかった。ASEAN 域内の貿易シェアは1990年の17.0%から2006 年には約25.0%に増加したが、AFTA 特恵関 税の利用率は低かった。ASEAN 域内の投資は 急速に増加したが、世界における ASEAN の FDI フローのシェアは低下した。その理由は、 1997 年から 98 年までのアジア金融危機と FDI を惹きつける中国の台頭である。2001年のハ ノイ行動計画の中期レビューでは、いくつかの

	土地面積	人口	GDP	1人当たり GDP	物品貿易	貿易/ GDP	FDI
	1000km²	100万人	10 億 US ドル	US ドル	10 億 US ドル	%	10 億 US ドル
ブルネイ	5.8	0.4	12.9	30,942	9.6	75	0.2
インドネシア	1,913.6	255.5	857.6	3,357	293.1	34	16.9
マレーシア	330.3	30.5	294.4	9,657	375.2	127	11.3
フィリピン	300.0	101.6	289.5	2,850	128.9	45	5.7
シンガポール	0.7	5.5	291.9	52,744	663.1	227	61.3
タイ	513.1	69.0	395.7	5,737	417.1	105	8.0
カンボジア	181.0	15.4	18.4	1,198	19.7	107	1.7
ラオス	236.8	6.9	12.6	1,831	6.8	54	1.1
ミャンマー	676.6	52.5	65.4	1,246	28.1	43	2.8
ベトナム	331.0	91.7	193.4	2,109	327.7	169	11.8
ASEAN	4,488.8	628.9	2432.0	3,867	2269.3	93	120.8

ASEAN: 2015年の規模、1人当たり GDP、貿易・投資フロー

(出所) ASEAN Secretariat (2016)。

実施上の問題が強調された。第1に、便益の認 識の乏しさならびに官僚機構の動きの遅さを理 由とする. 自由化や協力に関するいくつかの決 定へのコミットメントが弱いことである。第2 に、ステークホルダー間での時間を浪費する協 議および立法上の変更である。第3に、一部の 国にとっては、技術的能力と財源が不十分で あったため実施が困難であったことである。

#### 4 AEC 2015 の下でのフォーマルな統合

2003 年 10 月. ASEAN は 2020 年までに AEC を設立することで合意した。2007年11月に AEC ブループリントが提出され、そこでは実施のた めの施策と戦略的スケジュールが示された。 2009 年 4 月には AEC 実現の期限が設定され. ASEAN 6 (ブルネイ、インドネシア、マレー シア, フィリピン, シンガポール, タイ) にお いては 2015 年 1 月. CLMV においては 2018 年ま でと期限を繰り上げた。この期限は、ASEAN 6 に関しては2015年12月に延期された。

表2は AEC 2015 の柱とコア・エレメントを 示している。AEC は深い統合に向けた飛躍的 進歩を意味している。しかし、AEC 2015 は資 本と非熟練労働者の自由移動、政府調達、そし て国家間紛争解決制度を除いた段階にとどまっ ている。これらの問題は多くの ASEAN 諸国 にとって依然としてセンシティブな問題であっ たためである。

AEC が 2015 年 12 月 31 日に誕生したとき. 「ビッグバン | 効果は存在しなかった。多くの 措置と行動が長年に渡り、漸次実施されてき た。しかし、多くの措置や行動は予定どおりに 実施されておらず、2015年以降も「進行中」で ある。実施上の障害は、立法上や規制上の制 限、各国の省庁間での脆弱な調整を含む。

AEC が成功か否かについての評価は、以下 で説明する実施または目標実現に関する AEC スコアカードによって行われている。

スコアカードは、AEC ブループリント 2015 にある措置と戦略的スケジュールの実施状況を 追跡する。スコアカードの公表は期限である 2015年に間に合わないとの警鐘になった。2012 年には、優先主要措置(PKDs)に関する2つ のリストが作成され、それぞれ 2013 年、2015

表と ALO フル	フラフトという。4つの住とコア・エレスフト			
柱	コア・エレメント			
A. 単一の市場と生産基地	A1. 財の自由な移動: 9つの戦略的アプローチ			
	A2. サービスの自由な移動:3つの戦略的アプローチ			
	A3. 投資の自由な移動: 5つの戦略的アプローチ			
	A4. 資本の自由な移動: 7つの戦略的アプローチ			
	A5. 熟練労働者の自由な移動			
	A6. 優先統合分野			
	A7. 食料,農業,林業			
B. 競争力のある経済地域	B1. 競争政策			
	B2. 消費者保護			
	B3. 知的財産権			
	B4. インフラ開発:10 の戦略的アプローチ			
	B5. 税制			
	B6. 電子商取引			
C. 公平な経済発展	C1. 中小企業の発展			
	C2. ASEAN 統合イニシアティブ			
D. グローバル経済への統合	D1. 対外経済関係構築に向けた一貫したアプローチ			
	D2. グローバル・サプライ・ネットワークへの参加強化			

表2 AFC ブループリント 2015-4つの柱とコア・エレメント

(出所) ASEAN Secretariat (2008)。

年までに実施するとした。2015年には実施さ れていない PKDs がレビューされ、より徹底 した優先順位付けが行われた。2015年10月末 までの実施率は506の優先主要措置に基づき 92.7%であるとされたが、611のすべての措置 に基づくと 79.5%に過ぎなかった。

2015 年 11 月. ASEAN 事務局は AEC で掲 げた目標に向けた進捗状況を概説する3つの文 書 $^{1)}$ を発表した。そこには、次のように記さ れていた。

「AECブループリント2015の実施はとりわけ、 関税の撤廃、貿易の円滑化、サービス貿易自由 化の進展、投資の自由化と促進、資本市場規制 の枠組みとプラットフォームの合理化と調和, 熟練労働者の移動の促進、競争政策における地 域枠組みの開発の促進、開発格差の縮小、 ASEAN と域外国との関係強化によって、実質 的に達成された | (ASEAN Secretariat (2015c). p. 59)

#### A 単一の市場と生産基地

関税撤廃:最も顕著な成果は関税撤廃である。 AFTA の適用品目 (IL) のタリフラインは 2015 年初めまでに撤廃され、センシティブ品目、高 度センシティブ品目および一般除外品目は IL に段階的に移行した。CLMV 諸国に対しては. センシティブ品目に指定された製品のタリフラ インの7%を2018年までに撤廃すればよいと する柔軟性が認められた。ATIGA (ASEAN 物品貿易協定) は2010年に発効し、AFTAに 代わるものとなった。2015年までに、ATIGA のタリフラインのうち96%で関税率が0%と なっている。

非関税障壁 (NTB) の撤廃:多くの非関税措置 (NTMs) が他の政策目的に資することから、非 関税障壁の問題は残存している。NTM データ ベースの編集、NTB の特定、国内規制改革の 実施のためには複数の政府機関が関与しなくて はならず、また時間が必要である。

貿易円滑化措置:税関統合、ASEAN 貿易レポ ジトリ (ATR). ASEAN シングル・ウィンドウ (ASW). 規格. 技術規制. 適合性の評価手続き (STRACAP), 電子商取引等の多くは実施が遅 れている。

サービス貿易自由化: 実施が困難であったた め、特定のセクター/サブセクターにおける交 渉開始にあたって2カ国のみを必要とし、その 他の国は後から交渉に参加するという柔軟な 「ASEANマイナスX|アプローチが採用された。 第3モード(商業拠点)および第4モード(自 然人の移動)のサービス自由化に対する全般的 な躊躇は、第3・4モードの漸進的自由化につ ながった。第3モードの自由化は、外資が保有 する ASEAN 資本比率を最大 70%と定めてお り、第4モードの自由化は専門家の移動に限定 されている。AFASの下で自由化を約束する 第9パッケージが締結されている。

投資の自由な移動: AIA は自由で開放的な投 資制度を促進する。2012年3月に AIA は製造 業. 農業. 漁業. 林業. 鉱業. 採石業およびそ の関連サービスを対象とする ACIA に取って 代わられた。しかしながら、ACIA には、広範 にわたる国家除外リストと外資や土地所有に関 する制限が依然多く残っている。

資本の自由な移動: AEC ブループリントは, より自由化された金融サービスや資本勘定レ ジーム. 相互に接続された資本市場を備えた. 十分に統合され機能する地域金融制度の実現を 目指している。ASEAN 金融統合フレームワー ク(AFIF)は2011年に採択された。未だ多く の作業が終わっていない。

熟練労働者の自由な移動:関連する国内規制お よび市場における需要状況を考慮すると、専門 家の資格の相互承認(MRAs)は熟練労働者の

自由移動の促進に資する。ASEAN 諸国は、外 国人専門家の入国や雇用に関してさまざまな制 限を課している。エンジニアリングサービス、看 護サービス, 建築サービス, 測量資格, 医師, 歯 科医師、会計サービス、観光専門家を対象とす る8つの専門分野で MRAs が締結されている。

#### B 競争力のある経済地域

この項目には競争政策,消費者保護,知的財 産権(IPR)、インフラおよびエネルギーの開発 が含まれる。競争政策・法は、すべての生産者、 供給者、消費者に「平等な競争の機会」を提供 すると期待されているが、すべての ASEAN 諸国が完全に満たしているわけではない。国有 企業による反競争的行為と差別的な政府調達慣 行をいかに最小限に抑えるかが課題である。消 費者保護法と消費者ポータルの設置、消費者保 護に関する戦略的 ASEAN 行動計画の策定を 含めた成果が、ほぼすべての ASEAN 諸国に 存在する。

ほとんどの知的財産権に関する法律や手続き はすでにいくつかの ASEAN 諸国で実施され ているが、すべての国が法律を制定し実施する ことに課題が残っている。インフラに関して は、統合された輸送ネットワークが競争力に不 可欠であり、物品、サービス、人の移動を容易 にする。2004年に策定された ASEAN 交通行動 計画 (2005 – 2010 年) は地域の交通網の協力を拡 大し、ASEAN 連結性マスタープラン (MPAC) 2010-2015年, ASEAN 戦略的交通計画 (ASTP) 2011-2015年へと続いた。陸路による連結性、 ASEAN 単一海運市場, ASEAN 単一航空市場 は未だ「進行中」である。ASEANパワーグリッ ド実現に向けた電力の相互接続プロジェクトの ための ASEAN エネルギー協力行動計画が実 施されている。

#### C 公平な経済発展

ここでは主に、中小企業の発展と ASEAN 統 合イニシアティブ (IAI) を対象とする。中小企業 の発展に向けた ASEAN 戦略的行動計画 2010-2015年は、中小企業による資金、市場と国際化、 人的資源開発。情報および助言サービス。技術 とイノベーションへのアクセスを支援するため の重要な戦略を有している。これらの取り組み のうち一部は完了しており、残りについては2015 年以降も継続する予定である。IAI作業計画Ⅱ は、CLMV 諸国が特定の ASEAN 全体の目標 および約束を果たせるよう支援することに重点 が置かれており、主として訓練とキャパシティ・ ビルディングの取り組みから構成されている。 2011年に策定された公平な経済発展のための ASEAN 枠組み (AFEED) は、AEC の柱の下 ですべての分野別閣僚組織に対して包括的で持 続可能な成長のための指針原則の提供を目指し ている。2014年に発表された ASEAN の公平 な発展モニターは. 急速な経済成長を通じて開 発格差の縮小で顕著な前進をしている ASEAN 域内の開発格差を特定することに焦点を当てて いる。

#### D グローバル経済への統合

ASEAN は中国、日本、韓国、インド、オース トラリア、ニュージーランドと自由貿易協定/包 括的経済連携 (FTA/CEP) に署名し、発効し ている。より頻繁な特恵関税の利用による便益 の実現の促進、および適切なインフラや規制制 度の権限付与を通じた ASEAN 諸国の供給能 力の向上が大きな課題である。ASEAN と6つ の FTA/CEP の相手国で構成される東アジア

地域包括的経済連携 (RCEP) の交渉の進展は 遅れている。

### AEC 2025 に向けて

2015 年 11 月に発表された AEC 2025 ブルー プリントは AEC 2015 に基づいており、ブルー プリントの特徴とコア・エレメントは表3に要 約される。その目的は以下のとおりである。

- (1) 高度に統合されかつ結束した経済:よ り統一された市場を確立し、ASEAN の貿 易・生産ネットワークを強化して、物品、 サービス,投資,資本,熟練労働者のシー ムレスな動きを促進する。
- (2)競争力のある革新的でダイナミックな ASEAN: すべての企業に平等に競争でき る機会を与えて地域の競争力と生産性の向 上に貢献する要素に焦点を当てる。ASEAN のグローバル・バリューチェーンへの参加 度を高める。関連する規制の枠組みや規制 慣行全般. 地域の結束を強化する。
- (3) 高度化した連結性と分野別協力:輸送. 通信, エネルギーの連結性を強化し, 主要 セクターでさらに統合し協力する。
- (4)強靭で包括的、人間本位・人間中心の ASEAN: 既存の要素を深化させ、他の重 要な要素を組み込むことで AEC 2015 の柱 であった公平な経済発展を大幅に強化す
- (5) グローバル ASEAN: FTA/CEP を通 じて世界経済への統合を継続する。開放的 で包括的な経済地域としての ASEAN の 立場を強化し、世界・地域情勢のなかで ASEAN の中心性の基盤を構築する。

2017 年初頭に AEC 2025 統合戦略行動計画

表3 AEC ブループリント 2025-5つの特長とコア・エレメント

	コア・エレメント A1. 物品貿易 A2. サービス貿易 A3. 投資環境 A4. 金融統合, 金融包摂, 金融安定 A5. 熟練労働者と商用訪問者の移動の円滑化
	A2. サービス貿易 A3. 投資環境 A4. 金融統合, 金融包摂, 金融安定 A5. 熟練労働者と商用訪問者の移動の円滑化
	A3. 投資環境 A4. 金融統合,金融包摂,金融安定 A5. 熟練労働者と商用訪問者の移動の円滑化
	A4. 金融統合, 金融包摂, 金融安定 A5. 熟練労働者と商用訪問者の移動の円滑化
	A5. 熟練労働者と商用訪問者の移動の円滑化
	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
	A6. グローバル・バリューチェーンへの参加の強化
2. 競争力のある革新的でダイナミックな	B1. 競争政策
ASEAN	B2. 消費者保護
	B3. 知的財産権協力の強化
	B4. 生産性向上による成長、イノベーション、研究開発、技術の商品化
	B5. 租税協力
	B6. グッドガバナンス
	B7. 効果的, 効率的, 整合的で対応力のある規制および公正な規制慣行
	B8. 持続可能な経済発展
	B9. グローバル・メガトレンドと新たな貿易関連問題
3. 高度化した連結性と分野別協力	C1. 交通
	C2. 情報通信技術
	C3. 電子商取引
	C4. エネルギー
	C5. 食料,農業,林業
	C6. 観光業
	C7. ヘルスケア
	C8. 鉱物
	C9. 科学技術
4. 強靭で包括的,人間本位・人間中心の	D1. 零細・中小企業の役割の強化
ASEAN	D2. 民間部門の役割の強化
	D3. 官民連携
	D4. 開発格差の縮小
	D5. ステークホルダーによる地域統合努力への貢献
5. グローバル ASEAN	E1. グローバル ASEAN

(出所) ASEAN Secretariat (2017)。

が採択され、153の戦略的措置と525の具体的 な行動計画, 2016年から2015年までの実施ス ケジュール, 部門別の作業計画と組織が策定さ れた。ほぼすべての行動は2025年を目標とし ている。重要な特徴は、ASEAN 事務局によ る、AEC ブループリント 2025 の実施状況につ いてのより組織だった追跡および報告である。

## 結論

ASEAN の経済統合と経済協力は AEC 2015 の確立に大きく貢献した。しかし、サービスや 投資の自由化、貿易円滑化や ASEAN の連結 性強化については、まだその多くが完了してい ない。AEC 2025 は、伝統的な関税同盟や共通

市場、超国家機関への統合深化を目指していな 11

近年の反グローバリゼーションの台頭や反移 民感情の高まりを受けて、さまざまな AEC の ステークホルダーに経済自由化の便益と不作為 のコストを納得させるために、 さらなる努力が 必要とされる。政策担当者は経済自由化をより 効果的に打ち出していかねばならない。短期に おける敗者を特定するためにビジネス界や労働 者との協議と対話を追求し、企業が新規ビジネ スを求め、労働者が新しい職を見つけるのを可 能にする財政的・技術的支援を通じて短期的敗 者に「補償」する仕組みを見出さなくてはなら ない。また、ASEAN 事務局の監視能力ととも に. 開発途上の加盟国の実施能力を高めるため の技術援助や資金援助も強化する必要がある。

#### [注]

1) ASEAN Secretariat (2015a), ASEAN Secretariat (2015b), ASEAN Secretariat (2015c) である。

#### [参考文献]

- ASEAN Secretariat (2017). ASEAN Economic Community 2025 Consolidated Strategic Action Plan. Jakarta: ASEAN Secretariat.
- ASEAN Secretariat (2016), ASEAN Community in Figures 2016. Jakarta: ASEAN Secretariat.
- ASEAN Secretariat (2015a), A Blueprint for Growth ASEAN Economic Community 2015: Progress and Key Achievements. Iakarta: ASEAN Secretariat.
- ASEAN Secretariat (2015b), ASEAN Integration Report 2015, Jakarta: ASEAN Secretariat.
- ASEAN Secretariat (2015c), ASEAN 2025: Forging Ahead Together, Jakarta: ASEAN Secretariat.
- ASEAN Secretariat (2012), ASEAN Economic Community Scorecard: Charting Progress Towards Regional Economic Integration, Jakarta: ASEAN Secretariat.
- ASEAN Secretariat (2008), ASEAN Economic Community Blueprint, Jakarta: ASEAN Secretariat.
- ASEAN Secretariat (2001). Mid-Term Review of the Hanoi Plan of Action, Jakarta: ASEAN Secretariat.
- Chia, Siow Yue (2016a), "ASEAN Economic Integration and Physical Connectivity," Asian Economic Papers, Vol. 15,
- Chia, Siow Yue (2016b), "Modalities for ASEAN Economic Integration: Retrospect and Going Forward," The Singapore Economic Review, Vol. 63, Issue 3.

(翻訳/猿渡剛・福井県立大学地域経済研究所講師)

# (一財) 国際貿易投資研究所の調査研究報告書のご紹介

★頒布価格:3000円/冊(送料、消費税込み)

★印刷物ご希望の方は、事務局までお申しつけください。

TEL: 03-5148-2601 / e-mail: jimukyoku@iti.or.jp

- 1)『踊り場のメコン経済、現状と展望~貿易、物流、産業人材育成~』
- 2) 『メコンはチャイナ +1、タイ +1 の機会を生かせるか』
- 3) 『経済統合で変化する投資環境と機械工業の ASEAN 投資 』
- 4)『投資先としての ASEAN の検証~投資環境とリスク~』
- 5) 『東アジアの FTA 効果調査~新たな段階を迎えるミャンマー・カンボジアの関税削 減措置の影響
- 6)『企業のFTA活用策』
- 7) 『東アジアの FTA 及び TPP の関税削減効果 調査』